

新旧対照表【通関取扱要領】

※ 傍線を付した箇所が改正部分である

改 正 後	改 正 前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る医薬品等の通関の際における取扱要領 第1 用語の定義 (略) 13. 本要領で「輸入確認要領」とは、<u>「医薬品等輸入確認要領の改正について」(令和7年6月30日付け医薬監麻発0630第1号各地方厚生局長宛て厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知)</u>の別紙「<u>医薬品等輸入確認要領</u>」をいう。 (略)	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に係る医薬品等の通関の際における取扱要領 第1 用語の定義 (略) 13. 本要領で「輸入確認要領」とは、<u>「医薬品等輸入確認要領の改正について」(令和6年6月28日付け医薬監麻発0628第3号各地方厚生局長宛て厚生労働省医薬局監視指導・麻薬対策課長通知)</u>の別紙「<u>医薬品等輸入確認要領</u>」をいう。 (略)